

# 経営継続補助金2次公募のご案内

申請様式は、JAグリーン近江のホームページからダウンロードしたものをご使用ください。

※第1回目の申請書から様式が変更されていますのでご注意ください

## ○目的

新型コロナウイルスの影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

## ○対象者 **農業者（個人・法人）**

※新型コロナウイルスによる何らかの影響を受けておられる方が対象です。

## ○補助上限額

- ・単独申請 **150万円**
- ・グループ<sup>°</sup>（共同）申請 **1,500万円**

※集落営農法人の場合、1法人としてグループ申請はできません

## <補助の対象となる経費>

### ① **経営継続**に関する取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

### (単独申請の例)

### ② **感染拡大防止**の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和3年2月28日まで）に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

問い合わせ先は次へ



Q どのような農家が事業を利用できますか？

A **新型コロナウイルスの影響を受けた方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金**です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の支援機関確認書の交付を受けることが必要です。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか。

A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、④補助金交付申請書、⑤車両購入の理由書（車両購入する場合のみ）が必要です。この他、直近の確定申告書類（第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書）、新規就農者等は開業届の添付が必要となります。提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

Q 軽トラックの購入費用は、対象になりますか？

A 軽トラックは補助対象経費には含まれますが、「**感染時の業務継続体制の構築のための経費には含まれません**。申請される際には、別の取組に係る経費で1/6の要件を満たしていただきます。また、「車両購入の理由書」を別途提出する等、いくつかの要件を満たす必要があります。

Q 審査はどのような形で採点されますか。

A 審査に関しては、補助金事務局による申請書類の確認といった「要件審査」、外部専門家による経営計画書の内容を精査する「加点審査」の2つの審査により採点されます。なお、支援機関は審査には一切関与できないため、**審査結果において、当JAは一切責任を負いませんので、ご了承ください。**

## <説明会開催日時>

**経営継続補助金に関する説明会を以下の日時に開催します。**

○1回目 日時：10月28日（水）19:00～

場所：JAグリーン近江駅前事業所 2F 第1会議室  
（近江八幡市鷹飼町北4丁目12-2）

※席数に限りがある為、お席の確保ができない場合がございますのでご了承ください。

○2回目 日時：11月2日（月）14:00～

場所：JAグリーン近江本店 5F 大ホール  
（東近江市八日市町1-17）

## <ご相談について>

申請にかかるご相談は予約制とさせていただきますので、まずはお問い合わせ先までご予約頂きます様、宜しくお願い致します。予約された時間以外の相談対応は原則としてできませんのでご了承ください。また、ご相談の際には事前に当JAホームページより申請様式をダウンロードしていただき、経営計画書を含め、記入した申請書類を必ずご持参ください。

## <問い合わせ先>



詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。  
（問合せ先）

JAグリーン近江  
最寄の各支店営農経済課  
並びに  
営農事業部 営農振興課

TEL:0748-33-8453

しがの農業経営相談所（事務局）

○〒520-0807  
滋賀県大津市松本1丁目2-20  
一般社団法人滋賀県農業会議  
TEL:077-523-2439

○〒520-8577  
滋賀県大津市京町4丁目1-1  
滋賀県農業経営課地域農業戦略室  
TEL:077-528-3845

# 新型コロナウイルスの影響を受けた農業者が作成する 経営計画書に基づいて取り組む事業継続を支援します。

## 対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）  
※常時使用する従業員数が20人以下であること  
※申告書等で農業所得があることを証明できる方

## 補助率：3／4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組  
①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1／6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要があります。

## 補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

## 補助上限

# 150万円

(1)と(2)の合計

## ※JAグリーン近江の場合は...

【受付期間】第2回：令和2年10月19日(月)～11月6日(金)

※第1回目の申請で採択された方は対象外です。

【実施期間】令和2年5月14日(木)～令和3年2月28日(日)

※実施期間中に契約等で経費が発生し、支払が完了した経費が補助対象です。

5月13日以前に発注されるなど、事前着手された経費は補助対象外です。

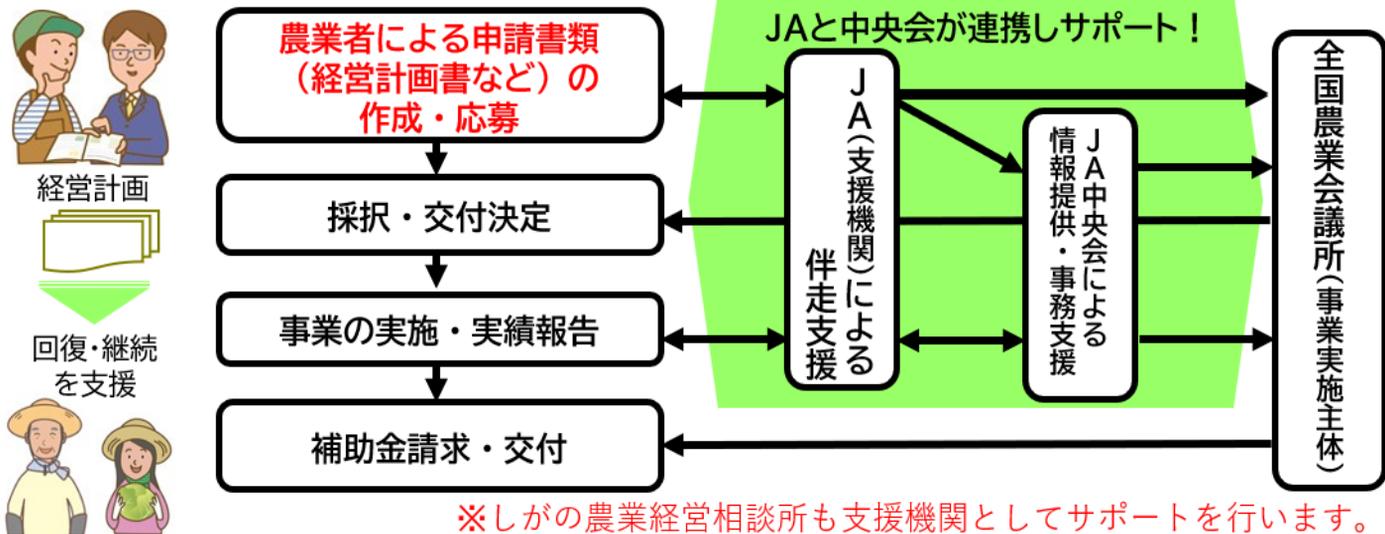
【採択通知】現在未定

【実績報告期限】令和3年3月3日(水)

※事業実績報告書の提出後に補助金が振り込まれます。

事業の流れは次へ

# 【事業の流れ】



※しがの農業経営相談所も支援機関としてサポートを行います。

## ※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン

自走式草刈り機



野菜苗移植機

### <注意事項>

- ① 1次応募で採択された方は、2次公募の申請ができません。
- ② 審査の結果、不採択となった場合であっても、当JAでは、一切責任を負いません。
- ③ 申請に係る相談は、次ページで案内している説明会に参加された方を対象とさせていただきます。連絡先は次ページの<問い合わせ先>を参照ください。
- ④ 申請にあたっては、農業者（申請者）自ら経営計画書等の申請書類を作成していただく必要があります。
- ⑤ 事業実施期限が令和3年2月28日（日）であり、採択通知の後の期間が相当短くなることが想定されます。経営継続補助金の活用の有無にかかわらず、事業の実施を予定されている方につきましては、全額自己負担になる可能性があります。採択通知を待つことなく速やかに対応していただくことを推奨します。